

感染拡大防止へ向け 新たなステージへ

引き続き 手洗いなどの徹底を

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本市においても、幼稚園、小中学校の休業や児童クラブの休所、買い物や病院への通院などを除く不要不急での外出自粛など、長期間に及び不安と混乱の中で日常生活を送られてきたことと思います。

市民の皆様には、外出の自粛に加え、密閉、密集、密接の3密の回避など、数々のご理解とご協力をいただきありがとうございます。感染状況が一定の落ち着きを見せ、滋賀県の緊急事態宣言解除により少しずつ以前の生活が戻りつつありますが、再び感染が拡大してしまう第2波も懸念されているように思います。

感染拡大防止へ 各種ガイドラインを 作成

感染状況が収束するまでは、これまでと同様、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗い、うがいの徹底など引き続き各自が感染症の予防対策に努めていただきまますようお願いいたします。

保育園、幼稚園、小中学校や放課後児童クラブでの3密を避けた活動をはじめ、市主催事業や、市施設の貸館などの基準を示した、甲賀市版の「ガイドライン」をそれぞれ作成しました。今後は、当ガイドラインに基づき、感染防止のための対策を十分にとったうえで事業等を慎重に進めていきます。

これまでの感染防止対策に加え“新しい生活様式”に変えていきましょう

国の専門家会議は、感染予防のために取り組んでいただく「新しい生活様式」の実践例を公表しています。感染が一旦落ち着いても再び流行が起きる恐れもあり、長期戦も考え、「新しい生活様式」へと切り替える必要があります。

新しい生活様式の実践例(参考:国の専門家会議より)

買い物

- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・あらかじめ買うものをメモし素早く
- ・通信販売も利用する
- ・買わない商品への接触は控えめに
- ・レジに並びときは、周囲とのスペースを



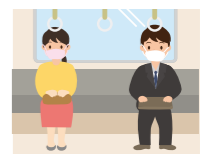
娯楽・スポーツ等

- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとる
- ・狭い部屋での長時間滞在は避ける
- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ



公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避ける
- ・徒歩や自転車も併用する



冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避ける
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加を控える



「自分を感染から守る」だけでなく、「自分の周りに感染を拡大させない」ため、日常生活の中での心がけをよろしくをお願いします。

問合せ すこやか支援課 健康増進係 ☎69-2168 FAX 63-4085

郵送申請

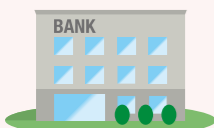
※申請書がお手元に届いていない場合はご連絡ください。

- 1 記載されている人数や金額等を確認し、世帯主の氏名、住所等を記入
- 2 銀行口座番号を記入(世帯主本人の口座のみ)
- 3 ①本人確認書類(運転免許証等)の写し
②振込先銀行の通帳等の写し
※①、②を台紙に貼る
- 4 同封している返信用封筒で返送し申請が完了



記載内容と、添付書類を確認します

申請受付締切は、**8月21日(金)**です!
※消印有効



指定された銀行口座へ振り込み
※世帯人数×10万円

一人あたり10万円の 給付 「特別定額給付金」

現在、皆さんのお手元に郵送でお届けしています「特別定額給付金のご案内」については8月21日(金)までを受付期間として手続きをお願いしています。

郵送申請に ご協力ください

マイナンバーカードを新たに作る場合や、オンライン申請に必要な暗証番号の再設定は市役所窓口での手続きが必要です。新たな作成には時間を要することや、感染拡大防止のため

郵送申請での手続きをお願いします。



郵送いただいた申請書類を確認し、順次振り込みの手続きを進めています。振り込みまでは、しばらく時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

給付金に関するQ&A

- 給付金は世帯主以外が受け取りできますか?
A 原則、世帯主以外は受け取りできません。
- 給付金はどのようにして受け取るのですか?
A 原則、受給権者である世帯主本人名義の銀行口座への振込みとなります。(ネットバンキング口座も可)他の世帯員等の口座へは振込みできません。
- 本人確認書類とはどのようなものですか?
A 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等いずれか1つの写しが必要です。
- 郵送で案内が来ているが書き方がわかりません。市役所に行けば教えてもらえ提出もできますか?
A 感染拡大防止のため、同封の返信用封筒での郵送申請にご協力ください。不明な点は電話でお問い合わせください。

問合せ 市コールセンター(毎日8:30~17:15)
☎69-2133

給付金に関する詐欺に注意!!

給付金に関する詐欺被害が増加しています。市では、以下のような内容について行うことは絶対にありません。

- (1) ATMの操作や手数料の振込みを求めること
- (2) 電話、メール等により申請受付、申請予約等と称して特定のサイトへアクセスを求めること

少しでもおかしいと思う連絡があった場合には、返事、返信などは行わず以下までご相談ください。

●警察相談窓口

☎ #9110

●消費者ホットライン

☎ (局番なしの)188

